

駅前公園への民間施設導入事業
公募設置等指針

令和5年2月

山形市まちづくり政策部公園緑地課

■用語の定義

<p>P-PFI</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年の都市公園法改正により創設された、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。 都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」（略称：P-PFI）と呼称。 <p style="text-align: center;">＜P-PFI のイメージ＞</p>  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="background-color: #ADD8E6;">カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)</td> <td style="background-color: #FFB6C1;">広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #333; color: white;">従前</td> <td style="background-color: #ADD8E6;">民間資金</td> <td style="background-color: #FFB6C1;">公的資金</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #000080; color: white;">新制度</td> <td style="background-color: #ADD8E6;">民間資金</td> <td style="background-color: #000080; color: white;">収益を充当</td> </tr> </table>		カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)	広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)	従前	民間資金	公的資金	新制度	民間資金	収益を充当
	カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)	広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)								
従前	民間資金	公的資金								
新制度	民間資金	収益を充当								
<p>公募対象公園施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第5条の2第1項に規定する「公募対象公園施設」のこと。飲食店、売店等の公園施設であって、法第5条第1項の許可の申請を行うことができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。 例：カフェ、レストラン、売店、屋内子供遊び場、等 									
<p>特定公園施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第5条の2第2項第5号に規定する「特定公園施設」のこと。公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が整備する、園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。 									
<p>利便増進施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第5条の2第2項第6号に規定する「利便増進施設」のこと。P-PFIにより選定された者が占有物件として設置できる自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板・広告塔。 									

公募設置等指針	<ul style="list-style-type: none">• P-PFI の公募に当たり、都市公園法第 5 条の 2 の規定に基づき、地方公共団体が各種募集条件等を定めたもの。
公募設置等計画	<ul style="list-style-type: none">• 都市公園法第 5 条の 3 の規定に基づき、P-PFI に応募する民間事業者等が公園管理者に提出する計画。
設置等予定者	<ul style="list-style-type: none">• 審査・評価により、最も適切であると認められた公募設置等計画を提出した者。
認定計画提出者	<ul style="list-style-type: none">• 公園管理者が、都市公園法第 5 条の 5 の規定に基づき認定した公募設置等計画を提出した者

1 事業の概要

(1) 事業の目的

駅前公園は、山形駅東口に位置し、令和2年度末に全体リニューアル工事が完了した公園です。

本公園が所在する山形駅東口エリアは、山形市の玄関口として、公共交通機関の要としてばかりでなく、宿泊施設や飲食店街が立ち並ぶ山形市を代表する商業区域となっております。また、本公園の東約200mには山形市民会館が、山形駅西口には、山形テルサといった演劇・コンサートホールがあり、令和2年5月には山形県総合文化芸術館がグランドオープンするなど、文教施設が多く立地する区域となっております。

以上のような立地環境にある本公園において、中心市街地の活性化を図るとともに、公園利用者への新たなサービス提供を行うための施設を民間活力の導入により整備し、公園利用者の利便性を向上させるとともに、さらなる魅力向上を図りたいと考えています。

つきましては、駅前公園において公募設置管理制度による事業者を選定しようとするものです。

(2) 駅前公園の概要

本公園は、山形駅の東方約200mに位置し、山形駅まで徒歩2分の距離にあります。周辺には飲食店、宿泊施設のほか、山形県総合文化芸術館や山形テルサ、山形市民会館などの文教施設が立地し、連日多数の人出がある区域となっております。



図1 公園位置図

【公園概要】

所在地	山形市香澄町一丁目12番の1
開園面積	1000㎡
種別	街区公園※
主な公園施設	四阿、ベンチ
建ぺい率等	公募対象公園施設：既存公園施設を含み最大12%（新規建築可能最大面積：100㎡） 運動施設の敷地率：50%以内

※都市公園法第2条第1項に基づく都市公園のうち、都市公園法施行令第2条第1項第1号の規定にある街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園です。

【土地概要】

都市計画上の位置づけ等	
区域区分	都市計画区域 市街化区域
都市施設	都市計画公園
用途地域	商業地域
建ぺい率	80% ※別途、都市公園法及び山形市都市公園条例に基づく建ぺい率の適用があります。
容積率	600%
地区計画等	
防火地域及び準防火地域	防火地域
山形市地域防災計画上の位置づけ	
避難場所等の区分	一時避難場所
その他の要件	

（3）事業範囲

事業者には、駅前公園において、以下の業務を行っていただきます。

- ① 公募対象公園施設（飲食店）の設置及び管理運営業務
- ② 特定公園施設（テーブルベンチ）の設計業務
- ③ 特定公園施設（テーブルベンチ）の建設業務
- ④ 特定公園施設（テーブルベンチ）の譲渡業務
- ⑤ 特定公園施設（テーブルベンチ）の管理運営業務

(4) 事業の流れ

① 公募設置等予定者の選定

本市は、応募者が提出した公募設置等計画の審査を行い、公募設置等予定者を選定します。

② 公募設置等計画の認定

本市は、公募設置等予定者の提出した公募設置等計画について、公募対象公園施設の場所を指定して、当該公募設置等計画が適当である旨の認定をします。また、本市は、当該認定をした日、認定の有効期間、公募対象公園施設の場所を公示します。

公募設置等計画の認定後、公募設置等予定者は認定計画提出者となります。

③ 基本協定の締結

認定計画提出者は、公募設置等計画に基づき、本市との間で、協議の上、事業実施条件や認定計画提出者の権利・義務等を定めた「基本協定」を締結します。

④ 公募対象公園施設（飲食店等）の設置、管理運営

認定計画提出者には、都市公園法第5条に基づく設置管理許可により、公募対象公園施設の整備、維持管理及び運営を行っていただきます。

⑤ 特定公園施設の設計・建設、管理運営

特定公園施設に係る設計及び建設は、認定計画提出者の負担において実施していただき、整備完了後、本市が当該特定公園施設を取得します。

⑥ 特定公園施設の管理運営

特定公園施設の引渡しが終了した時点において、都市公園法第5条に基づく管理許可により、認定計画提出者において管理運営するものとします。なお、特定公園施設に関する管理許可に係る公園使用料は、全額減免とします。

⑦ 利便増進施設の設置、管理運営

本公園は、令和2年度に再整備が完了しており、公募対象公園施設及び特定公園施設以外の施設の設置は想定していないため、本事業において利便増進施設は、設けないこととします。

(5) その他

認定計画提出者は本事業の趣旨に鑑み、イベント等を自ら企画・実施することができます。

なお、イベント等を実施する際は、山形市都市公園条例第4条に基づく行為許可等を受けていただく場合があります。

また、公募対象公園施設及び特定公園施設については、地元町内会が利用させていただくことがあります。

2 公募対象公園施設等の設置等に係る事項

(1) 公募対象公園施設の種類

- ・ 飲食店

(2) 公募対象公園施設の場所

別添資料「公園区域図」に示す区域内で、提案してください。

所在地	山形市香澄町一丁目12番の1
敷地面積	1000㎡
用途	街区公園※

※都市公園法第2条第1項に基づく都市公園のうち、都市公園法施行令第2条第1項第1号の規定にある街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園です。

(3) 設置又は管理の開始の時期

公募対象公園施設の設置管理許可は令和5年5月頃となる予定です。

(4) 公募対象公園施設の使用料の額の最低額

公募対象公園施設の使用料の最低額は以下のとおりです。年間使用料（税抜）及び対象面積を提案してください。

(A) 公園使用料（最低額）：4,800円/㎡・年

※令和5年度においては上記の金額となりますが、本市における市有地価格の変更等により金額が変更となった場合は、変更後の金額となることを想定しています。

(B) 対象面積：収益施設の設置及び使用のために必要な区域の面積

公園使用料の総額：(A) × (B) × 事業期間

公募対象公園施設の使用料の下限	4,800円/㎡年 以上
-----------------	--------------

(5) 特定公園施設の建設に関する事項

① 特定公園施設の建設について

- ・ 据置式テーブルベンチを整備してください。
- ・ 簡単に風等で飛ばないサイズと仕様で、公園の雰囲気合うもの（木製等）にしてください。
- ・ 数量、サイズ、仕様等については、13ページ4（7）②公募設置等計画認定の際の協議事項となります。

② 市による特定公園施設の整備費用の負担

市が負担する費用の上限額は以下のとおりとします。

山形市が負担する費用の上限額 0円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、市が提示する整備条件以上の整備を行う部分についての費用は認定計画提出者の負担となります。

（6）都市公園の環境の維持及び向上措置を図るための清掃その他の措置

① 公募対象公園施設周辺の園地等に係る清掃等に関する事項

公募対象公園施設周辺の園地等について、認定計画提出者の負担で清掃、植栽管理等の日常的な維持管理を実施する園地等の範囲及び維持管理の内容について提案してください。

② 周辺地域への貢献に関する事項

公募対象公園施設及び特定公園施設を地元町内会が会合等で年に数回、無償で利用することを了承してください。

（7）認定の有効期間

認定計画の認定の有効期間は、認定計画に基づく工事着手から 20 年以内とします。

なお、公募対象公園施設の設置管理許可期間は、許可日から 10 年以内までとしますが、当該期間内に認定計画提出者から設置管理許可の更新の申請があった場合は、公募設置等計画の認定の有効期間内まで許可を与えることとします。ただし、設置管理許可期間には、公募対象公園施設の設置や撤去（原状回復）の期間も含まれます。

3 公募の実施に関する事項等

（1）公募への参加資格

① 応募の制限

次の項目のいずれかに該当する方は、応募することができません。

- ・ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申立てを受けている法人
- ・ 当該法人の設立根拠法に規定する解散または精算の手続きに入っている法人
- ・ 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する法人
- ・ 応募の日から、公募設置等予定者決定通知日までの間に、山形市工事請負業者指名停止要綱により指名停止を受け、当該指名停止期間を経過していない法人
- ・ 最近の 2 年間に於いて、法人税、本店所在地の法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納のある法人（徴収猶予を受けているときは滞納していないものとみなします。）
- ・ 暴力団の排除に関し、次のいずれかに該当する法人
 - a. 応募の日から公募設置等予定者決定通知日までの間において、山形市暴力団排除条例に規定する暴力団排除措置の対象である法人。（本件については、当該合意書における「契

約等」に準じて取り扱うものとします。以下同じ。）

- b. 応募の日以前において、山形市暴力団排除条例に規定する排除措置の対象であった法人。ただし当該排除措置の対象外となった日から3年を経過した法人を除く。

② 応募者の資格

- ・ 応募者は法人（以下「応募法人」という。）又は法人のグループ（以下「応募グループ」という。）に限ります。
- ・ グループで応募する場合は、公募対象公園施設を設置し、かつ所有する法人として、代表法人（他の法人は構成法人とする。）を定めてください。
- ・ 応募法人又は応募グループを構成する代表法人及び構成法人（以下「応募法人等」という。）は、直近決算において債務超過でないこととします。
- ・ 代表法人は公募対象公園施設の整備及び特定公園施設の整備・譲渡について、当該業務を遂行する責務を負うこととします。

③ 応募条件

- ・ 応募法人は、他の応募グループの代表法人又は構成法人となることはできません。
- ・ 同時に複数の応募グループにおいて、応募グループの代表法人又は構成法人となることはできません。

（２）提供情報

- ・ 駅前公園平面図

（３）事業破綻時の措置

認定された公募設置等計画の有効期間内に認定計画提出者による事業が破綻した場合、都市公園法第5条の8に基づき、認定計画提出者は本市の承認を得て、別の民間事業者にも事業を承継させることとします。承継しない場合は、認定計画提出者の負担により公募対象公園施設を撤去し、原状回復する必要があります。

なお、認定計画提出者が公募対象公園施設の原状回復を行わない場合、本市は、認定計画提出者に代わり撤去工事を行い、その費用を認定計画提出者へ請求します。

4 公募の手続きに関する事項等

（１）日程

公募設置等指針の交付	令和5年2月22日～令和5年3月23日
質問書受付	令和5年2月22日～令和5年3月15日
質問書回答	令和5年3月17日までに回答
公募設置等計画の受付	令和5年2月22日～令和5年3月23日

公募設置等予定者等の通知	令和5年3月末頃
公募設置等計画の認定	令和5年3月末頃
基本協定締結	令和5年4月頃
認定計画提出者による工事 供用開始	令和5年5月頃～ 令和5年度内

(2) 応募手続き

① 公募設置等指針の交付

公募設置等指針を下記の期間、山形市のホームページに掲載しますので、ダウンロードして入手してください。

HP アドレス：<http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp>

配布期間：令和5年2月22日～令和5年3月23日

② 公募設置等指針に対する質問及び回答

本指針の内容に関して質問がある場合は、以下のとおり質問書を提出してください。
回答内容については、本指針と同等の効力を持つものとします。

使用様式：様式1「質問書」

受付期間：令和5年2月22日～令和5年3月15日まで

提出方法：電子メール

※件名 (subject) は「駅前公園質問」と記載してください。

アドレス：koen@city.yamagata-yamagata.lg.jp

回答日：令和5年3月17日までに回答

回答方法：質問書を提出された方のメールアドレスへ回答します。

③ 公募設置等計画等の受付

公募設置等計画等を以下のとおり受け付けます。

公募設置等計画等は、以下の注意事項及び公募設置等計画等関係書類一覧に従って提出してください。なお、受付期間内に受付場所に到達しなかった公募設置等計画は受理しません。

使用様式：「公募設置等計画等関係書類一覧」の通り（指定のない場合は任意様式）

受付期間：令和5年2月22日～令和5年3月23日まで

受付場所：山形市役所まちづくり政策部公園緑地課

提出方法：受付場所へ持参

<公募設置等計画等作成の注意事項>

- ・ 公募設置等計画等の提出は1応募法人（1応募グループ）1提案とします。
- ・ 公募設置等計画等関係書類の言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用してください。
- ・ 関係法令及び条例を遵守し、かつ本指針に記載された条件を満足するとともに、関係機関へ必要な協議確認を行った上で公募設置等計画等関係書類を作成してください。
- ・ 公募設置等計画等関係書類の作成及び提出に必要な諸費用は、応募者の負担とします。
- ・ 公募設置等計画等関係書類の提出後の変更は認めません。
- ・ 必要に応じて公募設置等計画等関係書類一覧に記載以外の書類の提示を求める場合があります。
- ・ 「4. 公募設置等計画」は、A3判横書き、左綴じとし、ページを付して提出してください。
- ・ 明確かつ具体的に記述してください。分かりやすさ、見やすさに配慮し、必要に応じて図、表、写真、スケッチ等を適宜利用してください。

公募設置等計画等関係書類一覧

提出書類	様式	提出部数	
		正	副
1. 誓約書	様式2	1部	1部
2. 応募制限関連書類（応募グループにあつては、代表法人及び構成法人のすべてについて提出）		—	—
（1）定款又は寄付行為の写し		1部	1部
（2）法人登記簿謄本及び印鑑証明		1部	1部
（3）役員名簿		1部	1部
（4）法人税、法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税納税証明書 ※未納がない証明でもよい。		1部	1部
（5）財務諸表「貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書（純資産変動計算書）、キャッシュ・フロー計算（作成している法人のみ）、注記等」（直近3年間）の写し ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい。 ※連結財務諸表作成会社については、連結財務諸表、単体財務諸表		1部	1部
（6）事業報告書・事業計画書等 ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい。		1部	1部
（7）財務状況表	様式3	1部	1部
3. 応募資格関係書類（該当する法人について提出）		—	—
（1）提案施設と類似の業務を行う施設での管理運営の実績		1部	1部

を証する書類			
4. 公募設置等計画			
(1) 事業の概要 ①事業の実施方針 ②事業実施体制 ③施設の配置計画 ④施設の管理運営計画 ⑤事業スケジュール	様式 4-1	1部	1部
(2) 設置又は管理の概要 ①公募対象公園施設の基本事項 ②公募対象公園施設の種類、場所 ③公募対象公園施設の設置又は管理の期間	様式 4-2	1部	1部
(3) 公募対象公園施設の構造、施工計画等 ①公募対象公園施設の構造 ②公募対象公園施設の工事实施の方法 ③公募対象公園施設の工事の時期 ④完成イメージ図	様式 4-3	1部	1部
(4) 公募対象公園施設の使用料の額	様式 4-4	1部	1部
(5) 特定公園施設の建設に関する事項 ①特定公園施設の建設内容 ②特定公園施設の建設に要する費用の負担の方法	様式 4-5	1部	1部
(6) 都市公園の環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置	様式 4-6	1部	1部
(7) 資金計画及び収支計画	様式 4-7	1部	1部

(3) 事務局

山形市 公園緑地課 施設維持係

住 所：山形市旅籠町二丁目3番25号

電 話：023-641-1212（530、531） FAX：023-624-8445

メールアドレス：・・・koen@city.yamagata-yamagata.lg.jp

(4) 受付時間

公募設置等計画等の受付を含め、すべての事務取扱は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。

(5) 審査方法等

① 審査の流れ

以下の手順に従って審査します。

ア 第一次審査

提出されたすべての公募設置等計画等について、法第5条の4第1項に基づき、以下の点について審査します。

a 参加資格の確認

応募者が、資格等を満たしているかを審査します。

b 法令遵守に関する審査

公募設置等計画等の内容が法律、条例等に違反していないことを審査します。

c 本指針に照らし適切なものであることの審査

公募設置等計画等が本指針に照らし、適切なものであることを審査します。審査の内容は以下のとおりです。

- ・公募設置等計画が、本指針で示した目的や場所等と適合していること
- ・記載すべき事項が示されていること
- ・認定期間中の建設・運営の確実性が、提出された客観的な資料により見込めること

イ 第二次審査

第一次審査を通過した提案について、山形市総務部長、財政部長、企画調整部長、商工観光部長、まちづくり政策部長、都市整備部長が②で示す評価の基準に沿って審査します。

② 評価の基準

本市は、提出された公募設置等計画について、以下の評価項目に沿って評価を行います。

＜評価の項目、内容＞

ア 加点審査の配点

指針で示す評価の基準の各項目の配点は表1のとおりとする。

イ 加点審査の点数化方法

表1の項目ごとに表2により得点を付与する。小数点第2位以下が生じた場合には、小数点第2位を四捨五入する。

全ての項目の点数を合計した得点を第二次審査の点数とする。

ウ 最優秀提案の選定

加点審査において、点数が最も高い応募者を最優秀提案、2番目に高い点数の応募者を次

点提案として選定する。加点審査の点数が同点である応募者が2以上ある場合、表1の項目のうち次の点数が高い応募者を上位とする。ただし、点数が55点を超える応募者がいない場合は該当者なしとする。

- ①特定公園施設の整備における本市負担額の軽減
- ②公募対象公園施設の使用料の増額
- ③施設の整備計画
- ④施設の管理運営計画

評価項目	評価の視点	配点
事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ●設置等指針に示す本事業のコンセプト等を十分に理解し、それに合致した提案がなされているか。 ●駅前公園の特性を理解し、魅力ある事業となっているか。 ●地域との連携可能性に展望があるか。 	10
事業実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ●構成法人等の役割分担等が明確であるか。 ●構成法人等の実績は十分か。 ●構成法人等の財務体質は健全か。 ●業務の実施体制、緊急時の連絡体制並びに人員の配置が適切であるか。 	10
施設の整備計画	<ul style="list-style-type: none"> ●ユニバーサルデザイン等に配慮した提案がなされているか。 ●公園や周辺環境と調和するデザインとなっているか。 	30
施設の管理運営計画	<ul style="list-style-type: none"> ●管理運営業務全体の実施方針や方法が明確で公園の魅力を高める計画となっているか。 ●公園管理及び地域への積極的な貢献活動がみられるか。 	20
	<ul style="list-style-type: none"> ●平常時及び災害発生時に安全・安心に配慮した計画となっているか。 	10
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ●初期投資及び事業継続に係る収支計画が適切であるか。 ●社会情勢の変化等、不測の事態発生時における安定的な事業推進のための方策はあるか。 	10
価額審査	<ul style="list-style-type: none"> ●特定公園施設の整備における本市負担額が軽減されているか。 	5
	<ul style="list-style-type: none"> ●公募対象公園施設の使用料が増額されているか。 	5

表1 評価の基準の配点

評価	判断基準	点数化方法		
		価格審査以外	特定公園施設の整備	公募対象公園施設の使用料
A	特に優れている	各項目の配点 ×1.00	本市負担割合に応じて減点 5×(1-本市負担額÷応募者負担額)	最低額に対する増額割合により加点 5×(提案額÷最低額)
B	優れている	各項目の配点 ×0.75		
C	要求水準を満たす程度である	各項目の配点 ×0.50		
D	要求水準を満たすが改善が必要である	各項目の配点 ×0.00		

表2 点数化方法

③ 結果通知

選定結果は、速やかに応募法人及び応募グループの代表法人に文書にて通知することとし、電話等による問い合わせには応じません。また、選定結果の概要については、本市ホームページで公表します。

(6) 公募設置等予定者等の決定

本市は、選定された最優秀提案を提出した応募法人等を公募設置等予定者として、また、次点提案を提出した応募法人等を次点者として決定します。本市が公募設置等予定者の提出した公募設置等計画の認定に至らなかった場合、あるいは公募設置等予定者と基本協定を締結するに至らなかった場合は、次点者が公募設置等予定者としての地位を取得します。

なお、審査の結果によっては、公募設置等予定者、次点者の一方又は両方について、該当者なしとする場合があります。

(7) 公募設置等計画の認定

① 公募設置等予定者との調整

本市は、評価に係る学識経験者の意見等を踏まえ、必要に応じ、設置等予定者との協議により、計画の一部を変更していただくことがあります。

なお、この調整が整わなかった場合は、次点者が公募設置等予定者としての地位を取得します。学識経験者は以下のとおりです。

<学識経験者一覧>

	氏名	所属
学識経験者	下平 裕之	山形大学人文社会科学部地域公共政策コース 教授
学識経験者	渡部 桂	東北芸術工科大学建築・環境デザイン学科 教授

② 公募設置等計画認定

本市は、公募設置等予定者との協議が整った段階で、公募設置等計画を認定します。これにより、公募設置等予定者は、認定計画提出者となります。

(8) 契約の締結等

① 基本協定

本市は、認定計画提出者と協議のうえ、本事業の実施に関する基本的事項を定めた基本協定を締結します。

② 設置管理許可

認定計画提出者は、本施設の工事着手前に、公募対象公園施設の設置管理許可を得る必要があります。

③ 特定公園施設建設・譲渡契約

認定計画提出者は、本施設の工事着手前に、本市と「特定公園施設建設・譲渡契約」を締結します。

(9) 法規制等

- ・ 提案内容は、都市公園法、山形市都市公園条例、建築基準法、消防法、その他各種関係法令等を遵守してください。
- ・ 事業の実施に当たり必要な許認可の取得や手続きについては、事業者の負担により実施してください。